

令和8年度地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（人材育成研修会運営業務） 仕様書

1 委託業務名

令和8年度地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（人材育成研修会運営業務）

2 業務の概要

6次産業化事業体をはじめとした地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値の創出に取り組む事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援することを目的に、以下の取組を実施する。

3 業務の内容等

(1) 人材育成研修会の開催：4回以上

経営感覚を持って地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値額の増加に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営及び経営改善、マーケティング、資金調達、障害者の雇用促進等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、HACCPや衛生・品質管理に関する実践的な経験を得るための実習を行う。

※必須の項目はないが、実習は必須とする。

実施にあたっては、WEBを活用したオンライン方式での実施等、状況と内容に応じて実施方法を選択するものとする。

(2) 支援策の周知

研修会受講者に対し、岡山県地域資源活用・地域連携サポートセンターによる支援や国等の支援策を紹介すること。

(3) アンケートの実施

研修会受講者に対し、研修の効果や理解度、活動状況を把握するためのアンケート調査を行うこと。

4 委託契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

5 委託経費の対象となる経費

管理運営費（人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等）、開講実施費（会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）、実習に係る損害保険料、通信費、消耗品費等

なお、実習にかかる食材等が必要な場合は消耗品等を含むこと。

6 委託経費の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることはできないものとする。

(1) 拠点となる事務所の借上経費

(2) 人材育成研修会の研修生の居住地(自宅及び集合場所等)から研修地(研修生を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)

(3) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

7 委託契約限度額

830,000円以内（消費税額及び地方消費税を含む）

8 留意事項

- (1) 本委託事業は、国の農山漁村振興交付金実施要領に基づく県事業実施計画により実施するため、実施要領等の変更により、委託契約書に添付する仕様書を変更することがある。
- (2) 研修会の開催にあたっては、岡山県地域資源活用・地域連携サポートセンターや市町村、商工会等の関係する機関へ周知する等、より多くの受講生を確保する観点から、県内の多様な事業者等に情報を提供すること。
- (3) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け 経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定し、その根拠資料を県に提出すること。
- (4) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県及び岡山県地域資源活用・地域連携サポートセンターと密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議すること。
- (5) 受託者は、県からの簡易な問い合わせに対して適切に対応すること。
- (6) 受託者は、県が別に定める勤務実績簿を作成し、県に提出すること。ただし、当該様式と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た企業秘密、個人情報その他秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。また、自己の利益のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (8) 本事業実施にあたり、再委託はできないものとする。
- (9) 受託者は、6次産業化の推進を目的に、県が開催する6次産業化推進協議会等に参加し、また県の6次産業化推進に係る事業に協力すること。
- (10) 委託期間中において、下表1から4に掲げる全ての環境負荷低減の取組を実施し、別添の環境負荷低減のチェックシートにチェックした上で、当該チェックシートを県に提出すること。なお、◎の取組については、必須とすること。

1	エネルギーの節減 ◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。 ◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等） ◎環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。
2	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 ◎資源の再利用を検討する。
3	生物多様性への悪影響の防止

	<p>○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。</p> <p>○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。</p>
4	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎みどりの食料システムを理解する。</p> <p>◎関係法令を遵守する。</p> <p>◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。</p> <p>○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。</p> <p>◎正しい知識に基づく作業安全に努める。</p>

9 会計関係帳簿等の整備

受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存するものとする。

10 事業成果の報告

受託者は、業務完了後、業務完了報告書に次のものを添付して岡山県農林水産総合センターに提出し、実地検査を受けること。

- (1) 実績報告書（実施状況のわかる写真含む）
- (2) 人材育成研修会の配布資料一式
- (3) 受講者名簿
- (4) 収支決算書の写し
- (5) 勤務実績簿の写し
- (6) アンケート調査結果（様式は任意）
- (7) その他事業成果を補完する資料
- (8) 環境負荷低減の取組に係るチェックシート

環境負荷低減の取組に係るチェックシート

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター長 殿

住 所
請負業者名
代表者名

- ①人材育成研修会を開催するにあたり、農山漁村振興交付金では、事業実施期間中において、チェックシートに掲げる全ての項目の取組を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます）。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に を記入してください。
なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。
- ③本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行うため、県から実施状況について照会があった場合には対応をお願いします。

		チェック欄
1	<p>エネルギーの節減</p> <p>◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。 ◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等) ◎環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。</p>	
2	<p>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 ◎資源の再利用を検討する。</p>	
3	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。（該当しない□） ○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。（該当しない□）</p>	
4	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎みどりの食料システムを理解する。 ◎関係法令を遵守する。 ◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。 ○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。（該当しない□） ◎正しい知識に基づく作業安全に努める。</p>	